

11 軽油引取税表

軽油の引取数量

種 別	数		量	
	2 年 度	元 年 度	30 年 度	
引 取 数 量 ①	330,366	329,316	348,991	kℓ
課税対象とならない数量 ②	41,882	41,731	44,142	
差 引 ①-② ③	288,484	287,585	304,849	
欠減量 {	特約業者分 1/100	2,595	2,582	2,743
	元売業者分 0.3/100	87	88	92
④ 計	2,682	2,670	2,835	
課税標準量 ③-④ ⑤	285,802	284,915	302,014	
その他(申告納付)の分 ⑥	1,078	938	985	
合 計 ⑤+⑥	286,880	285,853	302,999	
	本店の数	登録人員	本店の数	登録人員
特義別務徴収数 {		人		人
元売業者	—	18	—	16
特約業者	54	144	54	146
その他の者	—	—	—	—
計	54	162	54	162

(注) 1 この表は、当該年度において課税されたものについて掲載した。
 2 「引取数量」欄には、特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を掲載した。
 3 「特別徴収義務者数」は、当該年度3月末日現在で掲載した。

課税対象とならない数量

種 別	番号	免税軽油使用者数等(人)	数 量(kℓ)	
法第百四十四 条の五	輸 出 1	—	—	
	税 済 2	43	17,950	
	小 計 A 3	43	17,950	
法第百四十四 条の六	化 学 工 業 4	—	—	
	石 油 製 品 製 造 業 5	—	—	
七 法 附 則 第 十 二 条 の 二 項 の	船 舶 6	305	2,074	
	自 衛 隊 (機 械 等) 7	—	—	
	鉄 道 事 業 者 8	1	X	
	専 用 の 鉄 道 を 設 置 す る 業 者 等 9	1	X	
	農 業 等 10	15,931	10,013	
	林 業 等 11	40	1,694	
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く) 12	16	225	
	生コンクリート製造業 13	4	46	
	鉱物の採掘事業 14	38	5,737	
	とび・土工工事業 15	4	337	
	鉱さいバラス製造業 16	—	—	
	港湾運送業 17	3	131	
	倉庫業 18	1	X	
	貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業 19	—	—	
	航空運送サービス業 20	—	—	
	廃棄物処理事業 21	13	220	
	木材加工業 22	28	440	
	木材市場業 23	3	5	
	たい肥製造業 24	1	X	
	索道事業 25	26	358	
	平成30年度改正 により廃止とな ったもの {	ガスタービン発電装置 26	—	—
	地熱資源開発事業 27	—	—	
	令和2年度改正によ り廃止となったもの	電 気 供 給 業 28	1	X
	小 計 B 29	16,416	23,839	
	法附則第十二条の二の七第五項関係 C 30	—	—	
アメリカ合衆国軍隊関係 D 31	1	X		
外国公館等の暖房用ボイラー関係 E 32	—	—		
合 計 A+B+C+D+E 33	16,460	41,882		
前 年 度 合 計 34	17,904	41,731		

(注) 統計表中の「X」は情報を保護する観点から計数を秘匿としている。